

[共通事項]

1. つみたて NISA の普及に向けた取組み (主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、日本証券業協会)

- つみたて NISA の普及に関し、各金融機関におかれては、今後も、地方自治体や企業に対し、職域でのセミナー開催の働きかけ等、継続的な取組みをお願いしたいと考えている。同じく、金融庁の地方でのイベント等にも、講師の派遣など協力をお願いしたい。
- 更に、各金融機関においても、社員向けに職場つみたて NISA を実施していただけないかと考えている。金融庁もそうだが、金融機関の社員についても、必ずしも自らが投資を行っているわけではないのではないか。
- この点、金融商品取引法や、公務員・社員としての関連規定が障害となっているとの声も聞こえるところである。ただし、つみたて NISA については、金融庁においても、過去に規定を整備した、インサイダー規制や公務員としての服務規程と照らし、問題ないと整理・公表したところ。民間金融機関においても基本的には同様と考えており、前向きな検討をお願いしたい。

2. 消費税軽減税率制度の円滑な導入に向けた取組み (主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会)

- 来年の 10 月より、消費税において軽減税率制度が導入されることとなっている。関連して、現在、各地の事業者の中には、複数税率の準備が遅れているところも多いとの指摘がある。この点、従前から政府全体として周知活動を行ってきたが、現在、どの団体にも属しない小規模事業者や個人事業主に対する制度の周知、準備の呼びかけが大きな課題となっている。
- この点、各金融機関においても、準備の進んでいない取引先への呼びかけ等をお願いさせていただきたく考えている。なお、政府としても、国税庁、経産省、内閣府等が、軽減税率導入のための相談対応を

行っており、そういった先を紹介することも含め、取引先において軽減税率制度が円滑に導入されるよう、ご協力をお願いしたい。

3. マネロンに係る現状の課題及びデータ徴求について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、労働金庫業界、日本証券業協会、生命保険協会）

- 当庁では、本年2月に公表した「ガイドライン」以降、金融機関等から、実態把握のための報告徴求や、ギャップ分析、緊急チェックシート¹の提出を受け、金融機関等のマネロン及びテロ資金供与対策の状況を把握・分析し、必要に応じてヒアリング等を行っているところ。
- 共通した課題として、リスクに応じた頻度で継続的に顧客の実態調査及びリスク格付けの見直しを行う計画が明確に示されていない先が多い。
- 継続的な顧客管理は、FATF 勧告にも明記されており、ガイドラインでも「対応が求められる事項」に位置づけている。低リスクに分類できるような先は軽度な管理をするなど、リスクに応じた継続的顧客管理措置を実施していただきたい。
- 当庁としても、好事例などの態勢整備の参考となる情報発信を行っていく。
- FATF 対日相互審査が1年後となったことを踏まえ、1年後に何が何処まで出来ているか、全体の行動計画の進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて見直しをしていただきたい。

4. Brexit 情勢を踏まえた対応について（主要行、日本証券業協会、生命保険協会）

- 足元で Brexit を巡る情勢は大きく変化し、先行きは一層不透明感を増しており、来年3月末に移行期間なきまま離脱する「合意なき離脱（No Deal）」となる可能性がある。

- 各金融機関においては、こうした局面の変化を踏まえ、感度高く情報収集を進めていただきたい。その上で、これまでのリスク認識の見直しや新たなリスクの洗い出し、その備えなど、必要な検討・対応をお願いしたい。
- 当庁としても、英国当局を始め、関係当局と密に連携をとり、最新の動向や想定されるリスクについて情報収集に努めているところ。有益な情報があれば還元させて頂く。

5. 投資用不動産向け融資に関する一斉検証について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会）

- 投資用不動産向け融資について、融資審査・管理態勢、顧客保護等管理態勢や法令等遵守態勢に問題がないか、横断的なアンケート調査を行っているところ。
- ご負担をおかけするが、アンケート調査へご回答いただくとともに、投資用不動産向け融資に係る業務の適切性について、各行にて自己点検をお願いしたい。

6. コンプライアンス・リスク管理基本方針について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会）

- 先月公表した「コンプライアンス・リスク管理基本方針」を踏まえて、コンプライアンス・リスク管理について、当庁の問題意識を様々な場で共有させていただくとともに、先進的な取組事例をお伺いしたいと考えている。ご協力を御願います。

7. 「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」のアップデートについて（10月19日公表）（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、労働金庫業界、日本証券業協会、生命保険協会）

- 先般（10月22～26日）、金融庁主催による3回目の「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」（Delta Wall III）を実施し、皆様方の一部からもご参加頂き感謝申し上げます。現在、演習結果の事後評価

を行っており、来年1月を目途に参加金融機関にフィードバックし、その後、業界全体にも還元させていただく。

- 本年10月19日、デジタルイゼーションの進展等、新たな課題への対応方針等を明確化するために、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」をアップデートし公表した。今後は先般公表した新たな取組方針に沿って、金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けて、官民一体となって取り組んでまいりたいと考えている。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、サイバー攻撃の脅威は益々高まっている状況にある。各金融機関においては、こうしたリスクの高まりを認識し、取り組みを進めて頂きたい。

8. 取組方針・KPIを公表した金融事業者のリストの公表について（11

月7日公表）（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、労働金庫業界、日本証券業協会、生命保険協会）

- 顧客本位の業務運営について、平成30年9月末までに共通KPIを公表した金融事業者は39社となった。引き続きまだ共通KPIを公表していない販売会社にはその公表を期待している。また、今般、各金融機関が公表した顧客本位の業務運営に関する取組方針・KPIについて傾向分析を公表したので参照いただきたい。

9. 成年後見における預貯金管理について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、労働金庫業界）

- 我が国では高齢化に伴い、65歳以上の高齢者に占める認知症患者の割合の増加が見込まれている。成年後見制度の利用者数も増加しており、被後見人の財産の不正利用防止の観点から、後見制度支援信託の利用者も増えてきている。
- 他方、被後見人名義の預金口座を使って、後見制度支援信託と同様の仕組みを作ることが出来ないかとの声を受け、関係金融団体や関係省庁で検討を行い、本年3月に報告書が取りまとめられている。

- 報告書で示された、不正防止策として考えられる仕組みのイメージ図を参考に対応していただきたい。一部の金融機関におかれては、こうした仕組みの導入に向けて、具体的な検討を進めていただいているものと承知しているが、未だ手つかずのところも多いと聞いている。
- 高齢化や認知症患者の増加を受け、金融機関の皆様が、成年被後見人の財産保護に大きな役割を果たすことを期待している。預貯金管理の新たな仕組みの導入や顧客への周知に向けて、皆様に積極的に取り組んで頂きたいと考えており、当庁としても各金融機関の検討状況や対応状況を確認していく予定。

10. 特殊詐欺の被害防止について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、労働金庫業界）

- 振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害防止については、これまでも各金融機関において顧客への周知やATMの振込制限、モニタリングによる検知等、様々な対策に取り組んで頂いている。
- しかしながら、カード詐取を含めた盗難キャッシュカードの被害発生件数は、27年度以降、年々増加し、直近の30年度第1四半期では急増している。また、警察庁が公表している本年上半期の特殊詐欺の認知状況においても、キャッシュカード手交型の被害発生件数は、27年上半期から引き続き増加している。
- 金融庁では、関係省庁と連携し、政府広報の新聞広告やテレビCMを通じ、最新の手口も踏まえた啓発や注意喚起を行っている。各行におかれても、顧客への周知活動等、被害防止に向けて引き続き対応して頂くよう、お願いします。

11. 金融機関保有不動産の賃貸について（全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会）

- 金融機関保有不動産の賃貸に関しては、昨年9月の監督指針の改正で、公的要請があれば自由度が高まるように規制緩和を実施した。この「公的要請」とは、必ずしも地方自治体による要請に限るのではな

く、例えば、商工会議所・商店街組合等の各種商工・商業団体、一般の民間事業者も含まれ得ると改正当時のパブリックコメントの手続きを通して、当局から見解を示しているところ。

- 現在、「公的要請」が無い場合でも保有不動産の賃貸を行えるよう、更なる規制緩和の要望を頂いているが、公的要請では対応が難しいケースについて、当庁に事例を教えていただきたい。そうした実態を勘案して、更なる規制緩和の必要性を検討していきたいと考えている。

12. 事業承継支援の取組みについて（全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会）

- 本年9月に、中堅企業等の「事業承継」や「海外展開」等に関する取組みを政府一体となって支援するため、関係省庁会議（※）が設置された。特に、事業承継支援について、各金融機関におかれては、事業引継ぎ支援センターや他の金融機関との連携強化、同センターのデータベースの活用等により、事業承継支援に一層注力していただきたい。

※「中堅企業等施策に関する関係府省庁会議」（議長：西村官房副長官）

（以上）